

持続性の高い農業生産方式を導入する 「エコファーマー」になってみませんか

平成11年10月25日、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」が施行されました。この法律により、土づくりの実施と、化学肥料、化学農薬の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を作成し、県知事より認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼んでいます。

エコファーマーの申請手続きは、県中管内(郡山市、田村地方、須賀川地方、石川地方)については各市町村を經由し県中農林事務所農業振興部へ必要な書類とともに計画書を提出します。詳細については、県中農林事務所(農業振興部、農業普及部、田村農業普及所、須賀川農業普及所)へお問い合わせください。

持続性の高い生産方式「って？」

「持続性の高い農業生産方式」とは、生産量や品質の水準を維持しながら、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持・増進し、より良い営農環境を保っていくための生産方式です。

持続性の高い農業生産方式の技術は、大きく3つ(たい肥等施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術)に分けられ、それぞれの中には以下に記載されたような技術があり、これらの技術を一体的に行います。

また、平成16年5月より、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」それぞれについて、福島県が効果の高いと判断した技術について、「福島県が認める技術」として、「持続性の高い農業生産方式」に位置づけました。

たい肥等施用技術

- たい肥等有機質資材施用技術
- 緑肥作物利用技術

化学肥料低減技術

- 局所施肥技術
- 肥効調節型肥料施用技術
- 有機質肥料施用技術



化学農薬低減技術

- 機械除草技術
- 除草用動物利用技術
- 生物農薬技術
- 対抗植物利用技術
- 被覆栽培技術
- フェロモン剤利用技術
- マルチ栽培技術
- 温湯種子消毒技術
- 抵抗性品種栽培、台木利用技術
- 熱利用土壌消毒技術
- 光利用技術

エコファーマーになると・・・

次のような支援を受けることができます。

< 特例その1 > 農業改良資金の貸付に関する特例

特例の対象となる農業機械・施設等の導入のために資金を借り入れた農業者の償還負担を軽減するため、据置期間(3年)を含む償還期間が、10年から12年に延長されます。

< 特例その2 > 課税の特例

税制特例の対象となる農業機械を取得またはリースした場合、初年度に限り取得価格の30%の特別償却または7%の税額控除が受けられます。

